

**不利益処分個別票**

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	交通の制限または遮断
概要	市長は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときであって、消毒によることができないときは、7 2 時間の期間を定めて交通の制限または遮断をすることができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 3 3 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第 9 条
処分基準	<p>処分基準 市長が一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときであって、消毒によることができないとき</p> <p>処分の対象 一類感染症の患者のいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場所の交通</p> <p>具体的処分 7 2 時間以内の期間を定めて、交通の制限、または交通の遮断</p>
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。